

— 制度改正に伴う専門家派遣事業 —



令和3年度 制度改正に伴う
専門家派遣等事業

インボイス制度について

新型コロナウイルス感染症拡大のために会員が集まる研修事業が開催できずにおりましたが2021年11月以降緊急事態等が解除され3つの研修事業を開催することが出来ました。いずれの研修も制度、法改正に対応し事業を進める上で不可欠な内容で、多くの会員の参加を頂きました。

令和3年度

研修事業報告



第85号

発行所
一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 本所 (0228)52-3300
支所 (0228)56-2068
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者
佐藤 倫 治

去る12月20日(月)、一迫花山商工会と宮城県商工会連合会が主催する「事業者向け講習会」を開催致しました。

講習会では「インボイス制度について」をテーマに、令和3年10月より登録申請受付が開始されたインボイス制度導入についてご講義をいただきました。

初のオンライン形式での講習会開催でありましたが、講義後の質疑応答ではスクリーン越しに講師と参加者で活発なやりとりが行われ、盛況のうち終了しました。

12月20日

12月17日

女性部若手後継者等育成事業研修会



去る12月17日(金)、一迫ふれあいホールにおいて、女性部若手後継者等育成事業研修会を開催致しました。講師には、栗原ドリムアンバサダーでタレントの菅原美話氏を迎え、「ワンランク上のコミュニケーション術」をテーマにご講義をいただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、お客様への接客の際にもマスクの着用が当たり前となり、今まで当たり前に行ってきた接客が逆にタブーとされている昨今、コロナ禍でのお客様とのコミュニケーションを円滑に進めるためのポイントや、五感の活用方法等を、実際に体験しながら学び、笑顔と活気に溢れた研修会となりました。

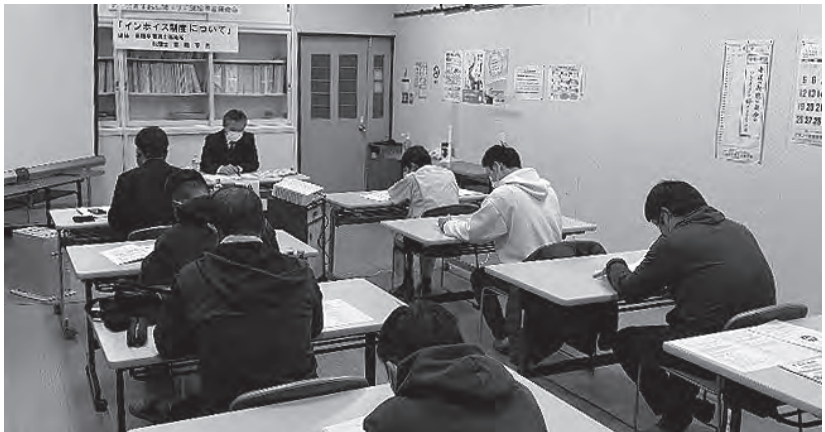
12月23日

青年部若手後継者等育成事業研修会

地域の振興と発展を担う若手後継者等の資質向上を図る事を目的とした「青年部若手後継者等育成事業研修会」を、去る12月23日(木)に開催致しました。

講師には、税理士の高橋亨氏を迎え、令和3年10月より登録申請受付が開始されたインボイス制度並びに、令和4年1月より、電子帳簿保存法に基づき改正・施工される電子帳簿保存法の概要等についてご講義をいただきました。

インボイス制度導入により、買手が仕入税額控除を受けるためには適格請求書が必要となるが、免税事業者が適格請求書発行事業者になる場合には課税事業者になる必要がある事に伴い、予想される経営上の課題に加え、適格請求書発行事業者登録の手順等について学んだ参加者は今後の自社の経営に活かしたいと手ごたえを感じていました。



宮城県最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は下記の通りです。また、①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県最低賃金		最低賃金時間額	効力発生日
		853円	R3.10.1
特定(産業別)最低賃金		最低賃金時間額	効力発生日
① 鉄 鋼 業		953円	R3.12.15
② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		890円	
③ 自動車小売業		918円	

おすすめします

小規模企業共済制度

事業主のための国の退職金制度です

事業主であるあなたが事業をやめたり、第1線を退いた時の生活安定をはかるとともにつくられた制度、それが「小規模企業共済」です。

特 典	掛金は全額所得控除となります 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い 納付した掛金の範囲内で貸付が受けられます
加入できる方	常時使用する従業員が、20人(商業・サービス業では5人)以下の個人事業主(共同経営者も含む)と会社の役員
毎月の掛け金	1,000円～70,000円(500円きざみ)

※個人事業主の「共同経営者」も2人まで加入できます。

お申込みは 一迫花山商工会まで

青色申告決算・消費税個別相談のご案内

下記日程により、税務個別相談を開催いたします。相談ご希望の方は商工会までお申込み願います。

- 相談日程 3月4日(金)・8日(火)・11日(金)
- 相談時間 午前10時～午後4時まで
- 場 所 一迫花山商工会 本 所

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、本所のみでの開催となります。

- 個別相談会は青色申告者を対象に行います。
- 事業所得に係る各種の疑問・相談に個別に対応いたします。
- 税務申告(所得税・消費税)が出来るように個別に対応いたします。

■税務個別相談内容

- 青色申告者を対象にご指導いたしますので、帳簿、集計表、控除証明書等をご持参下さい。また、1人概ね1時間以内の限られた時間の相談になります。集計等されたものをご持参下さい。
- 尚、消費税申告においては、所得税確定申告書必要書類のほかに、令和1年分・令和2年分の消費税確定申告書控をご持参下さい。

- 講 師 東北税理士会宮城県北支部築館部会所属税理士
- 相談料 無 料

- 申込み 上記日程によりご希望の相談日等を商工会までご連絡下さい。

※税務相談指導は個別の相談となりますので完全予約制になります。

- その他 新型コロナウイルス感染症予防の為、マスク着用の上ご来館ください。また、入館時の検温・手指消毒にご協力お願い致します。

経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金・補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じて分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの



④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではなくとも関係なく、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお問い合わせください。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混雑することが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話 専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日も含む)

ホームページ



事業復活支援金 検索

https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

不正受給は犯罪です！

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請^{※3}

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番^{※2}

ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がない方

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

TV会議/対面により
・事業を実施しているか
・コロナの影響を受けているか
・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

マイページから申請
下記書類①～⑧を添付

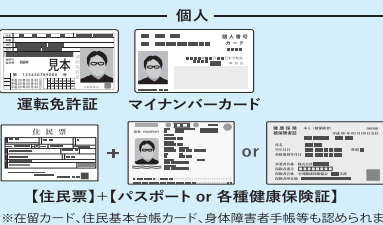
「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

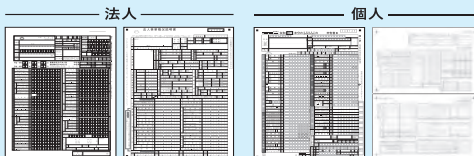
※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等



8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)



※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

事業復活支援金の申請支援いたします

- ・商工会では、会員事業所を対象に本支援金申請手続きに関する支援をいたします。
- ・商工会会員のみ、申請の際に必要となる「事前確認」を電話で簡略的に行う事が可能です。(非会員は対面による確認のみ)
- ・対象となるかご不明な場合は、右記の売上比較表に記入いただき、商工会までお問い合わせください。

売上比較表(同月で比較)

2018年	—	—	—	...	11月	12月
2019年	1月	2月	3月	...	11月	12月
2020年	1月	2月	3月	...	11月	12月
2021年	1月	2月	3月	...	11月	12月
2022年	1月	2月	3月	...	—	—

贈って便利 もらって重宝 通年販売しております

一迫花山共通商品券をご利用下さい

商品券ご利用方法いろいろ

- ご入学、ご就職などのお祝いに
- お見舞い、仏事のお返しに
- スポーツの競技会やイベントの賞品景品
- お中元、お歳暮などの季節のごあいさつに
- その他お使いみちいろいろ



※有効期限は発行日より6ヶ月です。
※額面500円で、つり銭はお出しできませんのでご注意ください。

お問い合わせは 一迫商工振興会(一迫花山商工会館内) TEL 52-3300

「インボイス制度」並びに「電子帳簿保存法改正」の概要は次号(第86号)でご案内します。

身近で『新型コロナウイルス感染症』が発生した場合の対処について

職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の施設管理者の対応について

宮城県疾病・感染症対策課

職場や学校等の従業員・利用者・児童生徒等から新型コロナウイルス感染症陽性になったと連絡あり

施設管理者が陽性者本人に確認すべき事項

○ 発症日 ○ 検査日 ○ 発症日（無症状の場合は検査日）の2日前以降で、陽性者本人が出動し、他の従業員・利用者・児童生徒等と接触があった日を確認

感染可能期間のはじまり

☐ 陽性者が症状ありの場合 → 症状を発症した日：令和 年 月 日《A》

☐ 陽性者が無症状の場合 → 検査実施した日：令和 年 月 日《B》

陽性者に出会った日は感染可能期間だったか？（《A》または《B》の2日前以降に会っているか？）

☐ 感染可能期間中、陽性者と共に行動した日：令和 年 月 日

感染可能期間中に会った

いいえ

感染の可能性は低い

はい

感染可能期間中に

陽性者がマスクをしていない状態で、手の届く距離で15分以上会話した？

咳やくしゃみをしていたり、大きな声を出していたり、換気が悪いと感染可能性は高まります。
たとえば・・・一緒におやつを食べながらおしゃべり、
マスクをきちんと装着できていなかった（鼻マスク・あごマスク） など

はい

上記に該当する方は濃厚接触者に該当します

施設管理者が上記について確認を行い、濃厚接触者に該当した従業員や利用者、児童生徒等に対し、陽性者と最後に会った日を0日として、7日間は自宅待機し、10日間が経過するまでは、自らの健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等を避けるよう指示してください。

症状がある・症状が現れた場合

- ・症状がある場合には、かかりつけ医に電話で受診についてご相談をお願いします。
- ・相談時には「施設管理者から濃厚接触者に該当すると言われた」旨を伝えてください。
受診費用については医療機関に御確認ください。
- ・症状がある方で、かかりつけ医がない場合、受診先について受診・相談センターに連絡願います。
(電話 0 2 2 - 3 9 8 - 9 2 1 1)

検査を受けて陰性が確認されても、自宅待機(7日間)や健康観察(10日間)の継続をお願いします。

- 事業所の消毒については<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/shoudoku.html> をご覧ください。

健康観察期間のポイント

- ✓ 毎日朝と晩に体温を測り、症状の有無を確認して記録しましょう。
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出を控えるようにお願いします。
- ✓ 他の人と接触をしないようにしながら注意して生活しましょう。

参考 宮城県ホームページ【職場・施設向け】事業所で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/shisetuchosa.html>

知人が陽性になった場合

—新型コロナウイルス感染症の対応について—

宮城県疾病・感染症対策課

知人から新型コロナウイルス感染症陽性になったと連絡あり

陽性になった知人に確認すべき事項

- 発症日 ○ 検査日
- 発症日（無症状の場合は検査日）の2日前以降で、自分が知人と共に行動した日を確認

感染可能期間のはじまり

☐ 陽性者が症状ありの場合 → 症状を発症した日：令和 年 月 日《A》

☐ 陽性者が無症状の場合 → 検査実施した日：令和 年 月 日《B》

陽性者に出会った日は感染可能期間だったか？（《A》または《B》の2日前以降に会っているか？）

☐ 感染可能期間中、陽性者と共に行動した日：令和 年 月 日

感染可能期間中に会った

いいえ

感染の可能性は低い

はい

感染可能期間中に

陽性者がマスクをしていない状態で、手の届く距離で15分以上会話した？

咳やくしゃみをしていたり、大きな声を出していたり、換気が悪いと感染可能性は高まります。
たとえば一緒におやつを食べながらおしゃべり、
マスクをきちんと装着できていなかった（鼻マスク・あごマスク） など

はい

あなたは濃厚接触者に該当します

陽性者と最後に会った日を0日として、7日間は自宅待機し、10日間が経過するまでは、自らの健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。

健康観察期間のポイント

- ✓ 毎日朝と晩に体温を測り、症状がないか確認し、記録しましょう。
軽い症状から始まる方も多くいらっしゃいます。
咽頭痛や倦怠感などの発熱以外の症状も観察し、異変があれば検査を受けましょう。
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出を控えるようにお願いします。
- ✓ 他の人と接触をしないように注意して生活してください。

検査を受けて陰性が確認されても、自宅待機(7日間)や健康観察(10日間)の継続をお願いします。

健康観察終了日：令和 年 月 日

症状が出現した場合

- ・かかりつけ医に電話で相談をお願いします。相談時には「自身で濃厚接触者に該当すると判断した」旨を伝えてください。
- ・受診費用については医療機関に御確認ください。
- ・かかりつけ医がない場合、受診・相談センターに連絡願います。(電話 0 2 2 - 3 9 8 - 9 2 1 1)

参考 宮城県ホームページ 濃厚接触者の方へのお願い<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/doukyokazoku.html>

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

- 運転資金として 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- 設備資金として 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- ご準備いただく主な書類

個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書
法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！

※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内） ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.21%（令和4年1月4日現在） ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）

マル経融資3つの特長

- 1 担保不要！
- 2 保証人不要！
- 3 低金利！

申込 ①商工会の経営指導を受けていること（原則6か月以上）
要件 ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
③商工業者（最近1年以上事業を行っている事業者 ※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外）

新型コロナウイルス対策マル経融資（別枠）R4.3.31まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年同期または前々年同期と比較して5%以上減少している方
※制度の詳細等は商工会までお問合せ下さい。

対象資金	運転資金、設備資金
融 資 額	1,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置3年以内） 設備資金 10年以内（据置4年以内） ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.31% 3年経過後 年1.21% （令和4年1月4日現在） ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）

ご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで！ ☎52-3300

★金融相談日のお知らせ★

- 相談日程 3月10日(木)・23日(水)
- 相談時間 午前10時～午後4時まで
- 場 所 一迫花山商工会 本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。
※ご来所の際はマスク着用、手指の消毒等感染対策にご協力お願いいたします。



ご入学前
のまとまった費用
の準備が可能！

固定金利・
長期優遇が
可能！

40年以上の
取扱実績！

お子さまの進学・在学を応援！

国の教育ローン

ご融資額 350万円以内
(お子さま1人あたり)

【ご相談・お問い合わせは】
教育ローンコールセンター ハローコール
0570-008656
(または 03-5321-8656)

【ご相談・お問い合わせは】
教育ローンコールセンター ハローコール
0570-008656
(または 03-5321-8656)

詳しくはWebで！
国の教育ローン [検索](#)

受付時間 月～金曜日／9:00～21:00 土曜日／9:00～17:00
※日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)はご利用いただけません。